

パソコン修理に関する約款

第1条（約款について）

本約款は、ぱそらいふ（以下『弊社』といいます）が提供する、パソコン及び周辺機器等修理関連業務（以下『役務』といいます）についての一切に適用されるものとしします。

2. 本サービスに申し込まれた時点で、本約款に同意されたものとしします。
3. 弊社は、お客様の承諾を得ることなく、本約款を改定できるものとしします。

第2条（役務の対象）

弊社は主として個人様、法人様のパソコンを対象に修理業務を行います。

2. 原則として同業者及び類似業者からのご依頼はお断りしします。

第3条（役務の依頼）

弊社修理申込書又は、電話・FAX・電子メール等により承ります。

第4条（役務の内容）

弊社のパソコン修理は、パソコンの機能・性能等の回復・修復・維持を目的としします。部品交換等が必要な場合は、機能・性能が同等な部品と交換しします。

2. 前項の交換部品は、性能・機能が同等程度の未使用品または再生部品を利用しします。
3. 交換前の部品は、お客様に返却いたしします。お客様よりご依頼があった場合は、弊社で廃棄処分しします。

第5条（依頼品の受け渡し）

修理を依頼するパソコン等は、原則お役様が弊社へ直接お持ち込みいただきます。宅配等での輸送も受け付けますが、宅配途中の損傷、紛失について、弊社では一切の責任を負いかねます。

第5条（料金及び支払）

修理を依頼される場合、パソコン及び周辺機器等の診断を行います。診断料として金3,150円をお支払いいただきます。

2. 前項の診断によるお見積もりをお客様にご提出しします。お見積もり提出後1週間以内に作業可否の意思表示をして頂きます。キャンセルの場合1週間以内に依頼品を引き取りに頂きます。宅配等をご希望される場合、宅配料金をご負担いただきます。
3. 支払いは、修理完了引渡し後、3日以内に現金又は銀行振り込みと致しします。銀行振り込みの場合の送金手数料は、お客様のご負担としします。

第6条（作業免責事項）

役務の提供によって発生した失われた時間や利益及び諸経費、ハードウェアの障害・ソフトウェアの障害（アプリケーション・データファイル・各種設定項目等の変更・消失等）、ネットワーク障害及び電源を通じて接続されているその他のパソコンや接続機器等の不具合等の損害・損失、現状回復（代替機や他事業者に依頼する又はされた費用含む）及びその責任及び補償。

2. 役務の提供を受けたことにより発生した製造メーカー又は代理店又は販売店又は保証会社等の保証を受ける権利の喪失の回復及び補償。
3. 修理品の構造に伴う、必要上の生じる傷や汚れ（傷や、シールカバー等の粘着低下等）やお客様が貼られたシール、装飾、カラーリング等の原状回復についての補償。
4. 診断結果の保証、役務の継続が出来ない場合の送料、配送会社によるパソコンの損傷や紛失又は遅配等における損失や損害の補償。
5. 役務の提供によって発生した何らかのトラブルにおいて責任の所在が不明な場合でかつ、弊社に過失が認められた場合でも損害賠償額は、お客様が弊社にお支払いいただいた金額を上限とします。
6. 紛争や天災、停電その他自然的又は人為的な事象により、お客様からお預かりした修理品並びにその備品に損害が発生した場合で、弊社が善良な管理者として認められる場合は、その損害の負担はお客様に帰します。

第7条（個人情報の取り扱い）

お預かりした個人情報は、弊社及び関連会社（再委託先を含む）において厳重に管理・保管します。ご連絡やご案内、商品開発・サービス向上等の目的の為に各種アンケート等の実施や商品・サービスなどに関する統計データの分析を行う目的で利用させていただきます。ご案内等をご希望されない場合はその旨ご連絡下さい。その他、弊社の個人情報保護取り扱い指針に準じます。

2. お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損、その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

第8条（保証期限）

お預りが生じた場合の修理品の保管期限は2か月間とします。次の項目に該当した場合、弊社がお客様に通知を行ってから2か月間お客様から連絡がない場合、修理品をお受け取りいただけない場合、修理品をお預かりしてから3か月を経過した場合、お客様は、修理品の所有権を放棄したものとみなし、弊社が所有権を取得し、

弊社所定の方法にて、処分又は第三者へ譲渡をいたします。また、診断、修理、保管、出張、配送、リサイクル、廃棄に係る諸費用をお支払いいただきます。

第9条（秘密保守）

弊社、および弊社の業務委託先は、本修理の履行に関連して知り得たお客様の業務上の秘密、個人情報、その他の秘密を役務の提供以外の目的で他に開示致しません。

第10条（合意管轄）

お客様のお申し込みに従った役務の提供において弊社及びお客様に疑義が発生した場合、互いに誠実に話し合い、解決に向けて努力しなければならないものとします。

2. お客様のお申し込みに従った役務の提供につき裁判上の争いとなったときは、秋田地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに弊社及びお客様は合意することとします。

第11条（信義則）

約款に定めのない事項、その他対象機器の修理につき疑義の生じた事項については、お客様と弊社の間にて別途協議の上、これを決定いたします